

保稅業務担当者研修會

★保稅非違事例とその対策

★保稅內部監査項目



2022年3月
監視部保稅總括部門

本日のご説明の流れ

★保稅非違事例とその対策

1. 非違の概要

2. 非違事例について

(1) 記帳義務違反【事例①②】

(2) 蔵入未承認蔵置【事例③】

(3) 無許可他所蔵置【事案④】

(4) 無届工事【事例⑤⑥】

★保稅内部監査項目

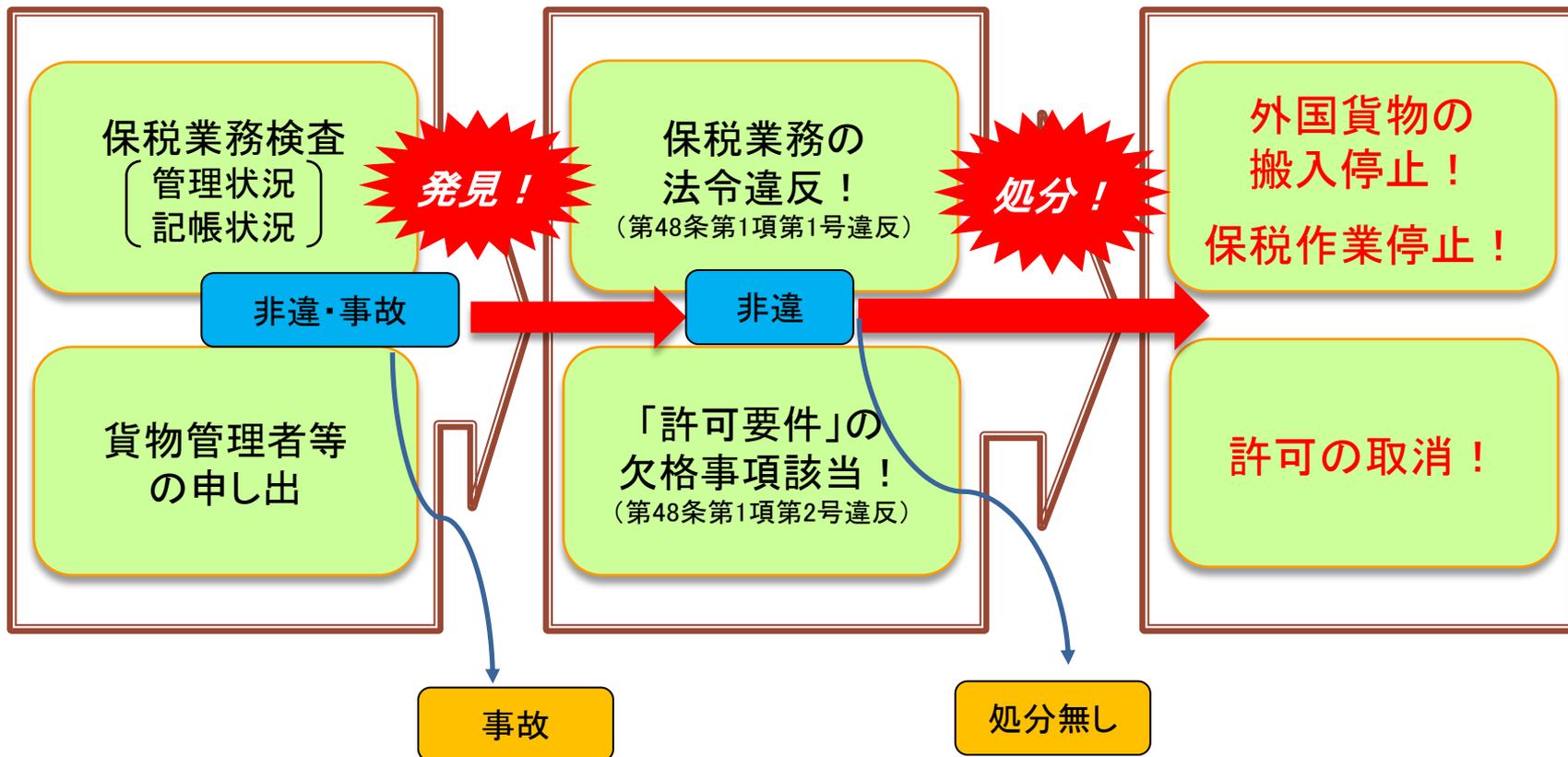
(1) 自主管理制度と社内管理規定

(2) 内部監査の目的とポイント

1. 非違の概要

許可の取消し等(関税法第48条)

税関長は、被許可者等が保税業務においてこの法律の規定に違反等した場合、期間を指定して外国貨物または輸出しようとする貨物を保税蔵置場に入れることを停止させ、又は保税蔵置場の許可を取り消すことができる。



1. 非違の概要

処分点数の算出方法(関税法基本通達48-1)

基礎点数

+

加算点数

-

減算点数

=

合計点数

別表1(非違の態様)
(基礎点数10件まで毎に)
1. 禁止・許可・承認 3点
2. 届出・報告等・記帳 2点



(例)
未承認保税運送: 3点
保税台帳未記帳: 2点
無届出工事: 2点

③ 非違実績(過去3年)	
最後の非違から	
1年以内	10点
1年超2年以内	7点
2年超3年以内	5点

別表2(加算要件)
① 関与者
・被許可者(法人は役員) 30点
・代理人、支配人、 主要従業者 10点

② 処分実績(過去3年)	
通知日以後	別表1算出点数
搬入停止処分 期間末日まで	×2+10点
1年以内	×1.5+10点
1年超2年以内	×1+10点
2年超3年以内	×0.5+10点

加算要素	
非違が故意 (関税等ほ脱目的等)	20点 (40点)

減算要件(できる)

申し出	1/2
再発防止策	10点限度

11点以上	10点を超える1点につき 1日の「搬入停止」
60点以上	税関長が許可の取消しも やむを得ないと判断した場 合は「許可取消し」
100点以上	原則「許可取消し」

1. 非違の概要

令和2事務年度（R2.7～R3.6）全国保税地域処分・非違の概要

神戸税関監視部

処分10件
非違69件（うち*10件）

移入未承認蔵置
未承認運送
無許可他所蔵置<※1件>
—//—見本持出
保税蔵置場許可条件違反
各1件

無許可保工外作業
2件（6.3%）

届出なし（工事等）
5件（6.3%）
<※2件>

搬入停止処分
（両罰規定）8件

搬入停止処分
（記帳義務違反）2件

記帳義務違反
57件（72.2%）<※7件>

※処分になり得た件数<10件>

直ちに社内管理体制の改善に取り掛かった場合等により減算措置が講じられた結果、処分に至らなかったもの。

1. 非違の概要

主な非違事例

記帳義務違反

システム台帳

- 民間管理資料の取得を失念
- 見本持出確認登録(MHO業務)を失念

マニュアル台帳

- 輸出貨物に係る台帳作成漏れ

蔵入未承認蔵置

- 蔵置中の貨物について蔵置期間の把握を失念
- 業務繁忙により担当者が貨物処理に気を取られた

無許可他所蔵置

- 外貨を輸入許可済みと誤認して保税地域外に蔵置
- 担当者間の連絡ミス

無届 (工事・増減坪)

- 保税エリアの一部を他社に賃借したが減坪届を失念
- 担当者の認識誤り(工事後の提出で良いと思っていた)により工事届を失念

本日のご説明の流れ

★保税非違事例とその対策

1. 非違の概要

2. 非違事例について

(1) 記帳義務違反【事例①②】

(2) 蔵入未承認蔵置【事例③】

(3) 無許可他所蔵置【事案④】

(4) 無届工事【事例⑤⑥】

★保税内部監査項目

(1) 自主管理制度と社内管理規定

(2) 内部監査の目的とポイント

2. 非違事例について【記帳義務違反】

記帳義務(関税法第34条の2)

保税地域(保税工場・保税展示場を除く)において貨物を管理する者は、その管理する外国貨物又は輸出しようとする貨物について、帳簿を設け、政令で定める事項を記載しなければならない。

※保税工場・保税展示場の記帳義務については、別途規定している(法第61条の3及び法第62条の7)。

記帳事項(関令第29条の2第1項) 【指定保税地域・保税蔵置場】

- 1号 外国貨物(輸出しようとする貨物を含む)を入れた場合
- 2号 外国貨物(輸出しようとする貨物を含む)を取扱した場合
- 3号 IS承認又は置く期間について税関長の指定を受けた場合
- 4号 輸入の許可を受けた場合
- 5号 輸入の許可前における貨物の引取り承認を受けた場合
- 6号 見本の一時持出許可を受けた場合
- 7号 外国貨物を出した場合

帳簿の保管期間(関基34の2-3)

記載すべき事項が生じた日から起算して2年を経過する日まで。
(その間に当該帳簿について保税業務検査を受けた場合にあっては、当該保税業務検査を受けた日まで。)

2. 非違事例について【記帳義務違反】

事例①

A社保税蔵置場は、NACCSで貨物の搬出入、記帳等を行い、保税台帳もNACCS民間管理資料を利用していた。

A社保税蔵置場に対し、税関による保税業務検査が実施され、保税台帳の記載事項について検査を受けた結果、NACCS民間管理資料の取得漏れにより、輸出許可済み貨物3件について記帳がされていないことが判明した。

発生原因

同蔵置場では、NACCS民間管理資料の取得日(毎週水曜日)を設けて定期的に取り込みを行ってきたが、人事異動があり新たな担当者は業務に不慣れであったことからNACCS民間管理資料の取得予定日に取得を失念した。

また、記帳担当責任者によるチェックも機能しなかったことから、取得漏れに気づくことができなかった。

《ポイント》

- ・管理資料の取得漏れ防止について対策を講じていますか？
(担当者の経験等に頼っていませんか？担当者任せになってませんか？)
- ・記帳担当責任者のチェックは形骸化していませんか？

2. 非違事例について【記帳義務違反】

民間管理資料取込台帳(例)

民間管理資料取込・保存チェックリスト(〇〇〇保税蔵場)									〇〇〇〇港運株			
G01_輸入貨物搬出入データ (毎週月曜日)			G02_輸出貨物搬出入データ (毎週火曜日)			G05_貨物取扱一覧データ (毎週火曜日)			担当者 (取出日を記入)		責任者 (確認日を記入)	
配信	取出予定	件数	配信	取出予定	件数	配信	取出予定	件数	日付	押印	日付	押印
日付 (曜日)	日付 (曜日)		日付 (曜日)	日付 (曜日)		日付 (曜日)	日付 (曜日)		日付 (曜日)		日付 (曜日)	
3/5 (月)	3/7 (水)		3/6 (火)	3/7 (水)		3/6 (火)	3/7 (水)		3/7 (水)		3/7 (水)	
3/12 (月)	3/14 (水)		3/13 (火)	3/14 (水)		3/13 (火)	3/14 (水)					
3/19 (月)	3/22 (木)		3/20 (火)	3/22 (木)		3/20 (火)	3/22 (木)					
[Redacted]												

※ 3月21日(水)は、祝日

- データの取出しは配信日(土日祝日を含む)を含めた7日間!
- データの取出しは毎週水曜日(水曜日が休日の場合は木曜日又は翌出勤日)を行う!
- 取出し業務後は、必ず受信フォルダー内にデータが受信されていることを確認する!
- データの取出し、受信後はデータのバックアップを行い、必ず保存されていることを確認!
(データ「写し」の内容確認も併せて行う)
- 取出日は、事前に設定しておくこと!**
- 月末に内部監査人、〇〇部長の確認を受けること!

監査人		〇〇部長	
日付	押印	日付	押印

2. 非違事例について【記帳義務違反】

(参考) 保存管理資料保存サービス



News!!

保税管理資料保存サービス

保税管理資料は保存期間を62日間としていますが、平成23年4月1日より、保存期間を5年間とし、かつ、オンライン業務により必要な期間の管理資料の取り出しを可能とする新たなサービスを開始しました。
(※ご利用にはあらかじめ利用契約の変更手続きが必要となります)

- 対象管理資料を5年間保存**
対象管理資料を5年間保存します。管理資料再出力依頼(DLH01)業務の利用により、必要な時に対象管理資料の再取り出しが可能です。
- BCP対策**
管理資料は災害等に強い高品質なデータセンターに設置されたサーバー(NACCS)で保管され、バックアップとして安心してお預けいただけます。
- コスト削減・低料金**
保税管理資料保存サービスの利用料金は、「月額1,000円」です。弊社のデータセンターを利用する為、自社システムを構築するよりも、運用コストを抑えることが可能と考えられます。

～イメージ図～



管理資料の保存期間は62日間(現状どおり)

【取出要求】

保税管理資料情報

保税蔵置場等

保税管理資料情報

電磁的記録による保存※

保税台帳として保存(通常2年間)

「管理資料再出力依頼(DLH01)業務」(新規オンライン業務)

保税蔵置場等

保税管理資料情報

安心

5年間保存

※電磁的記録による保存を行う場合には、事前に管轄税関への届け出が必要となります。

ご利用料金

★当サービスの利用料金は、1利用者コード毎に月額1,000円(税抜)

★DLH01業務の従量料金は、4円(プランA)又は5円(プランB)

※NACCS掲示板より

2. 非違事例について【記帳義務違反】

事例②

A社保税蔵置場は、NACCSで貨物の搬出入、記帳等を行い、保税台帳もNACCS民間管理資料を利用している。

同蔵置場の記帳・記録担当者は、同社本社からNACCSでの「見本持出確認登録業務(MHO業務)」の履行状況を確認され、その時初めて当該業務が必要であることを知り、調査した結果、45件分の見本持出しについて、MHO業務を行っておらず、未記帳であることが判明し、税関に申し出た。

発生原因

同蔵置場の記帳・記録担当者は、人事異動の際に前任者から見本持出しに関するNACCS登録作業の引継ぎを受けておらず、保税台帳の法定記帳項目の知識も乏しかった結果、見本持出しの際何らNACCSへの登録を行わず、本社から指摘を受けるまで未記帳の状態であった。

《ポイント》

- ・具体的な手続きについてマニュアル等に記載されていますか？
- ・見本持出し貨物の搬出後、確実にNACCS登録が行えるような手順になっていますか？

2. 非違事例について【記帳義務違反】

見本持出確認登録業務(MHO業務)

MHO 見本持出確認登録

ファイル(F) 表示(V)

ご 注 意 ！

システムから配信される民間管理資料を保税台帳として
いる場合、MHO(見本持出確認登録)業務の登録漏れは、
記帳義務違反(記帳漏れ)となります！！

処理区分* (9 : 一時持出 1 : 一時持出取消し)

見本持出許可申請番号*

一時持出日時 / / - :

2. 非違事例について【記帳義務違反】

見本持出し手続き(例)

見本持出許可申請

見本持出許可時に出力される「処理結果通知」をMHO業務が行われるまでの間、(例)「未済ボックス」に仮保管。

見本持出貨物搬出

搬出時の対査確認

- › 見本持出許可書と搬出しようとする貨物の記号、番号、品名、数量等を対査確認。

見本持出確認登録

見本持出確認登録(MHO/MMO)

- › 速やかにNACCSに必要事項を登録して送信。
- › 「COMPLETION」表示と見本持出日がわかるように送信結果の画面コピーを印刷し、見本持出許可時に出力された通知書とセット。

皆済作業

輸入許可後、見本持出申請時から見本持出登録までの書類が揃っていることを確認し、ファイリング。
(要:責任者による確認)

本日のご説明の流れ

★保税非違事例とその対策

1. 非違の概要

2. 非違事例について

(1) 記帳義務違反【事例①②】

(2) 蔵入未承認蔵置【事例③】

(3) 無許可他所蔵置【事案④】

(4) 無届工事【事例⑤⑥】

★保税内部監査項目

(1) 自主管理制度と社内管理規定

(2) 内部監査の目的とポイント

2. 非違事例について【蔵入未承認蔵置】

外国貨物の蔵置期間（関税法第43条の2）

保税蔵置場に外国貨物を置くことができる期間は、当該貨物を最初に保税蔵置場に置くことが承認された日から2年とする。

※他の保税地域については、別途規定している。

	指定保税地域	保税蔵置場	保税工場	保税展示場	総合保税地域
指定・許可	財務大臣指定	税関長許可			
機能	外国貨物の積卸・一時蔵置（点検、改装、仕分け、その他の手入れ、税関長の許可を受けた見本展示・簡単な加工）	外国貨物の積卸・蔵置（点検、改装、仕分け、その他の手入れ、税関長の許可を受けた見本展示・簡単な加工）	保税作業（加工・製造、改装、仕分け、その他の手入れ）	展示場に使用 積卸・運搬・蔵置・点検・改装・仕分け・展示・使用・その他類似行為	積卸・運搬・蔵置・点検・改装・仕分け・その他の手入れ・加工・製造・展示・使用
蔵置期間	搬入から1ヵ月	・搬入から3ヵ月 ・最初に蔵入承認した日から2年（延長可）	・搬入から3ヵ月 ・移入承認した日から2年（延長可）	税関長が指定する期間	・搬入から3ヵ月 ・総保入承認した日から2年（延長可）

2. 非違事例について【蔵入未承認蔵置】

蔵入承認（保税蔵置場）と移入承認（保税工場）の違い

蔵入承認

【法第43条の2】

最初に蔵入承認を受けてから2年間（通算2年）のみ蔵置可能



A保税蔵置場
搬入から3ヵ月
(蔵入承認)

(例)1年後保税運送



B保税蔵置場
搬入から3ヵ月
(蔵入承認)

「最初」に蔵入承認を受けた日から2年を経過する日まで蔵置可能

移入承認

【法第57条】

他の保税工場での蔵置期間は加算されない



C保税工場
搬入から3ヵ月等
(移入承認)

(例)1年後保税運送



D保税工場
搬入から3ヵ月等
(移入承認)

2年間蔵置可能

2. 非違事例について【蔵入未承認蔵置】

事例③

A社保税蔵置場(NACCS管理)では、毎月月初にNACCSで貨物在庫状況照会業務(IWS業務)を行い、当月中に蔵置期間が3ヵ月を超える外国貨物があれば、通関業者を介して当該貨物の荷主に対して、蔵入承認申請等必要な処理を促している。

しかし、5月初旬、IWS業務を失念し、その後の荷主への連絡ができなかった結果、蔵入承認を受けずに外国貨物を3ヵ月を超えて蔵置した。

発生原因

これまでは、毎月月初のIWS業務を基に適切な蔵置管理をしてきたが、5月月初は大型連休明けで業務が繁忙であったこともあり、IWS業務を失念してしまった。

また、本作業については、担当者のほか、責任者がダブルチェックをすることになっていたが、今回その機能が働かなかった。

《ポイント》

- ・長期蔵置貨物の確認作業(例:IWS業務を用いた確認)の失念防止について対策を講じていますか?
※民間管理資料(T15:長期蔵置貨物データ(毎月配信))の利用も有効。
- ・責任者のチェックは形骸化していませんか?

本日のご説明の流れ

★保稅非違事例とその対策

1. 非違の概要

2. 非違事例について

(1) 記帳義務違反【事例①②】

(2) 蔵入未承認蔵置【事例③】

(3) 無許可他所蔵置【事案④】

(4) 無届工事【事例⑤⑥】

★保稅内部監査項目

(1) 自主管理制度と社内管理規定

(2) 内部監査の目的とポイント

2. 非違事例について【無許可他所蔵置】

外国貨物を置く場所の制限（関税法第30条第1項）

外国貨物は、保税地域以外の場所に置くことができない。ただし、次に掲げるものについては、この限りでない。

例 外

□ 難破貨物（第1号）

→ 遭難その他の事故により船舶又は航空機から離脱した貨物（関基30-1）
（単に航行の自由を失った船舶又は航空機に積まれていた貨物は含まれない）

□ 保税地域に置くことが困難又は著しく不適當な貨物（第2号）⇒ 他所蔵置貨物

□ 特定郵便物（※1）、刑事訴訟法の規定により押収された物件その他政令で定める貨物（第3号）

□ 信書便物（※2）のうち税関長が取締り上支障がないと認めるもの（第4号）

□ 特例輸出貨物（第5号）

2. 非違事例について【無許可他所蔵置】

事例④

当初、内国貨物として搬入予定だった貨物が、通関時の輸入検査で通関非違（数量相違）があり、内容点検のため保税蔵置場に搬入されることとなった。

通関業者よりその旨、蔵置場に連絡があったが、担当者間の共有がされておらず、搬入管理担当者が内国貨物と勘違いし、倉庫内の保税エリア外に外国貨物を蔵置した。

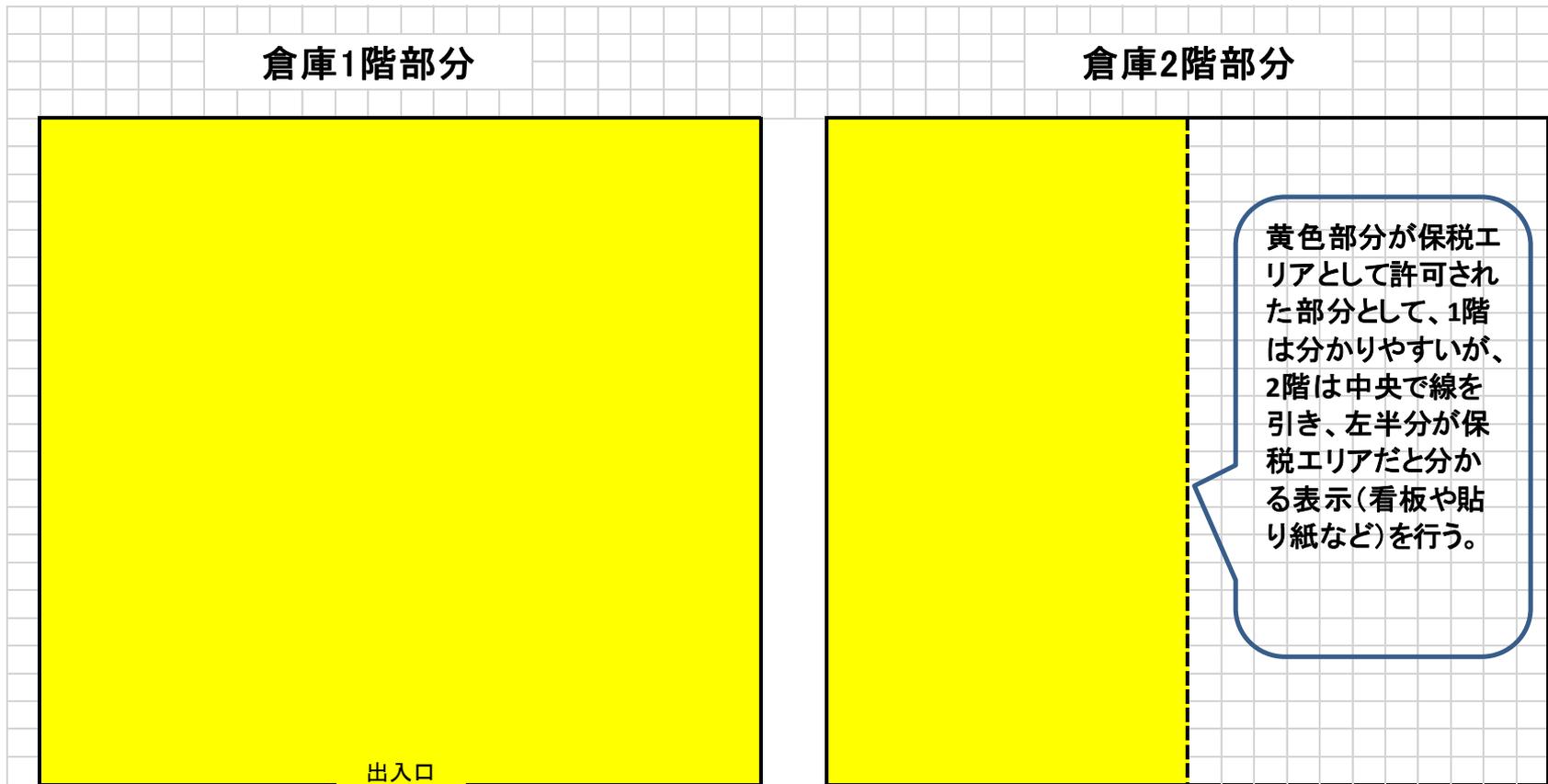
発生原因

外国貨物の搬入予定がある場合、担当者間での情報共有及び外国貨物受入れの為、保税エリアの確保等を行い搬入管理を行っていたが、外国貨物としての搬入となることが通関業者より知らされていたものの、担当者間の情報共有が不足していたことから、外国貨物を保税エリア外に蔵置してしまった。

《ポイント》

- ・搬入される貨物について、外国貨物か内国貨物かを認識されていますか？
- ・搬入予定の貨物に係る情報は、各担当者間で共有されていますか？
- ・自社の倉庫における保税蔵置場としての保税エリアを認識されていますか？

2. 非違事例について【無許可他所蔵置】



《ポイント》

- ・1階は全面が保税エリアなので、現場の方にも分かりやすい。
- ・2階は左半分が保税エリアであり、何もしなければ見た目は1階と変わらない。
- ・よって中央(境界線)に線を引き、左半分が保税エリアという表示を行う。

本日のご説明の流れ

★保税非違事例とその対策

1. 非違の概要

2. 非違事例について

(1) 記帳義務違反【事例①②】

(2) 蔵入未承認蔵置【事例③】

(3) 無許可他所蔵置【事案④】

(4) 無届工事【事例⑤⑥】

★保税内部監査項目

(1) 自主管理制度と社内管理規定

(2) 内部監査の目的とポイント

2. 非違事例について【無届工事】

貨物の収容能力の増減等（関税法第44条第1項）

保税蔵置場の許可を受けた者は、当該保税蔵置場の貨物の収容能力を**増加**し、若しくは**減少**し、又はその**改装**、**移転**その他の**工事**をしようとするときは、**あらかじめ**その旨を税関に届け出なければならない。

例外

《工事に関して…》

その工事の内容が**単なる補修工事**又はこれに**類するもの**であって、その工事による保税蔵置場の**現状の変更が軽微な**ものであり、かつ、それにより**保税蔵置場の面積に変更がない**とき
(関税法基本通達44-3)

届出不要

判断が難しい時は税関に確認を！

2. 非違事例について【無届工事】

事例⑤

保税地域(屋外部分)に建屋を建てることになったが、保税担当者はその予定を知らされておらず、結果として事前に税関への届出がされることなく、工事が着工し、完成した。

発生原因

保税地域内で工事をする際には、施設管理部門から保税担当部門にあらかじめ工事をする旨の連絡をすることになっていたが、施設管理部門担当者が連絡するのを失念したため、連絡がない保税担当者は必要な工事届を出すことができなかった。

《ポイント》

- ・施設管理部門の担当者は保税地域における工事について、必要な手続きを理解していますか？
- ・土地・施設の工事における法令等確認事項に関税法(保税関係)が規定されていますか？

2. 非違事例について【無届工事】

施設等工事に係る法的手続き管理表(例)

工事名称	〇〇製品倉庫改修工事
工事場所	〇〇製品倉庫
工事着工日	令和〇年〇月〇日
担当部署	〇〇課
担当者連絡先	〇〇

工事を進行・管理する部門において、必要な法令及び進捗状況を管理できるような表を作成することも有効。

所管部門	法令	本件工事への適用	申請書類	申請から許可等までの所要日数	本件工事における許可・承認期限	申請予定日	申請日	許可・承認日	手続き完了確認印	法令手続き確認印
〇〇課(内線〇〇)	建築基準法	有	〇〇申請書	約90日	〇月〇日	〇月〇日	〇月〇日	〇月〇日	㊟	㊟
〇〇課(内線〇〇)	大気汚染防止法	有	〇〇申請書	約45日	〇月〇日	〇月〇日	〇月〇日	〇月〇日	㊟	
〇〇室(内線〇〇)	消防法	有	〇〇申請書	約30日	〇月〇日	〇月〇日	〇月〇日	〇月〇日	㊟	
〇〇部門(内線〇〇)	高圧ガス保安法	無	〇〇申請書	約45日	—	—	—	—	—	
〇〇課(内線〇〇)	〇〇法	無	〇〇届	約45日	—	—	—	—	—	
〇〇課(内線〇〇)	〇〇法	有	〇〇申請書	約20日	〇月〇日	〇月〇日	〇月〇日	〇月〇日	㊟	
〇〇課(内線〇〇)	〇〇法	無	〇〇申請書	約90日	—	—	—	—	—	
〇〇課(内線〇〇)	〇〇法	無	〇〇届	約30日	—	—	—	—	—	
〇〇室(内線〇〇)	〇〇法	無	〇〇届	約45日	—	—	—	—	—	
〇〇課(内線〇〇)	〇〇法	無	〇〇申請書	約30日	—	—	—	—	—	
〇〇課(内線〇〇)	〇〇法	無	〇〇届	約45日	—	—	—	—	—	
〇〇課(内線〇〇)	〇〇法	有	〇〇申請書	約30日	〇月〇日	〇月〇日	〇月〇日	〇月〇日	㊟	
〇〇課(内線〇〇)	〇〇法	無	〇〇申請書	約30日	—	—	—	—	—	
〇〇課(内線〇〇)	関税法	有	工事届	約3日	〇月〇日	〇月〇日	〇月〇日	〇月〇日	㊟	

2. 非違事例について【無届工事】

事例⑥

A社保税工場に対し、税関による保税業務検査のため、同工場を訪れたところ、保税エリアにおいて、生産能力の増強を目的とした新たな製造ラインの設置工事に着手していることを確認した。

その後、本工事について税関へ届出がされていないことが判明した。

発生原因

担当者が工事届については、工事が完了するまでに税関に届け出れば問題ないと思っていた。

担当者が保税地域の面積が変わらない工事であれば、工事届が必要ないと思っていた。

総合責任者は工事届が必要なことを知っており、税関への手続き担当者についても工事届必要であることが知っていると思っていた。

《ポイント》

- ・保税関係手続き(関税法)を正しく理解されていますか？
- ・部下(担当者)への指導(勉強会)は行っていますか？

本日のご説明の流れ

★保税非違事例とその対策

1. 非違の概要
2. 非違事例について
 - (1) 記帳義務違反【事例①②】
 - (2) 蔵入未承認蔵置【事例③】
 - (3) 無許可他所蔵置【事案④】
 - (4) 無届工事【事例⑤⑥】

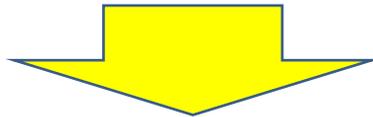
★保税内部監査項目

- (1) 自主管理制度と社内管理規定
- (2) 内部監査の目的とポイント

(1) 自主管理制度と社内管理規定

自主管理制度の基本的な考え方

- ◎ 税関は、倉主が
 - ・ 関税関係法規のルールを順守するという信頼感を持ち、
 - ・ 保税地域内に搬出入される貨物及び蔵置される貨物の保税手続上の管理が倉主によって自主的に的確に行われることを期待している
- ◎ 倉主は、
 - ・ 自己の責任を自覚し、ルールに従い、保税手続を自主的に処理する



つまり、自主管理制度において

- ◎ 倉主は、上記基本的な考え方に基づいて、
 - ・ 搬出入、取扱等の貨物管理を適正に行い、それらの事実を迅速・的確に記帳する
- ◎ 税関は、事後又は臨時的に
 - ・ 倉主が記帳した内容を点検し、
 - ・ 倉主が自ら定めたルールに沿った貨物管理状況の的確性を確認する

(1) 自主管理制度と社内管理規定

社内管理規定 (CP: Compliance Program) の整備 (関税法基本通達34の2-9)

目的

法令に規定する税関手続の適正な履行を確保するために、企業内における適正な貨物管理体制を確保してもらうこと。

基本項目

- | | |
|-----------------|--|
| (1) 社内管理規定の目的 | 適正な貨物管理体制の確保 → 税関手続の適正な履行の確保 |
| (2) 社内管理責任体制の整備 | <u>総合責任者、貨物管理責任者、顧客(荷主)責任者、委託関係責任者</u> |
| (3) 貨物管理手続体制の整備 | 搬出入管理(対査確認等)、蔵置管理、取扱管理、顧客管理、
記帳・記録、委託業務に係る貨物管理手続きの規定の整備 |
| (4) 貨物保全体制の整備 | 亡失等の防止(人/物の出入りチェック、巡回警備等) |
| (5) 税関への通報体制の整備 | 不審貨物、不審人物等についての通報 |
| (6) 教育訓練体制の整備 | 関係法令の遵守等に係る教育・訓練 |
| (7) 評価・監査制度の整備 | <u>内部監査人による定期的評価・監査制度の制定
(原則毎年実施し、その都度、その結果を税関に提出)</u> |
| (8) その他留意事項 | 社内管理規定に違反した場合、懲戒規定の対象となる旨定める
(既存の就業規則に規定されている場合は、その旨記載) |

本日のご説明の流れ

★保税非違事例とその対策

1. 非違の概要
2. 非違事例について
 - (1) 記帳義務違反【事例①②】
 - (2) 蔵入未承認蔵置【事例③】
 - (3) 無許可他所蔵置【事案④】
 - (4) 無届工事【事例⑤⑥】

★保税内部監査項目

- (1) 自主管理制度と社内管理規定
- (2) 内部監査の目的とポイント

(1) 内部監査の目的とポイント

内部監査の目的

◎ 関税法基本通達34の2-9

(7) 評価・監査制度の整備

- ・ 社内管理既定の諸手続きが厳格に順守され、かつ、実施することを確認するため、
- ・ 内部監査人による定期的な評価・監査制度を制定し、社内管理規定の実効性の評価・改善のための勧告を行う体制を整備する。
- ・ なお、内部監査人による評価・監査は、**原則として毎年実施し**、評価・監査の都度、その**結果を税関に提出**する。

適正な貨物管理能力を維持

不適切な処理の早期発見
⇒ **改善**

事故・非違
⇒ **未然に防止**

(1) 内部監査の目的とポイント

内部監査のポイント①（搬出入管理）

搬出入した貨物の実態と提出された書類の内容は一致しているか

【確認方法（例示）】

- ・ 搬入関係書類（保税運送承認書、ポートノート、送り状等）と貨物との対査確認は確実に行われているか
- ・ 搬出関係書類（輸出入許可書、保税運送承認書等）と貨物との対査確認は確実に行われているか

担当者に、関係書類のどの部分を見て対査確認しているかを確認

搬出入した貨物の実態に即した適正な記帳が行われているか

【確認方法（例示）】

- ・ 保税台帳への記帳やNACCSへの登録業務が手順書等に基づき、速やかに処理されているか
- ・ 保税台帳への記帳やNACCSへの登録業務を行う際の書類は、確認書類として適正な書類であることを確認する

内部監査のポイント②（搬出入管理）

CPと実際の搬出入手続と一致しているか

【確認方法（例示）】

- ・ 体制組織図、保税業務担当者名簿に記載された担当者により業務が行われているか
- ・ 責任者は、担当者が社内業務手順書通り手続きを行っているかを確認しているか

担当者が変更となった場合に不適切な処理に至る場合が多いので、注意が必要！

CPと実際の搬出入手続を一致させるためにどのような措置を講じているか

【確認方法（例示）】

- ・ 担当者にCPの内容を質問し、CPの保管場所やCPのどこにどのように記載しているかをヒアリングの上、認識度を確認する

搬出入の実態に即した適正な記帳を行うために、どのような措置を講じているか。また、その措置は効果的か

【確認方法（例示）】

- ・ 担当者に具体的な書類を提示させ、又は記帳を実施させて習熟度を判断

内部監査のポイント③（在庫管理）

帳簿上の在庫数量と実際の在庫数量が一致しているか

【確認方法（例示）】

- ・ 貨物在庫状況照会（IWS）による在庫と現物在庫が一致しているか
- ・ 記録簿等により、定期的に在庫確認を行っている資料は保存しているか

現場における実在庫の確認が重要！

長期蔵置貨物について、管理等が適正に行われているか

【確認方法（例示）】

- ・ 長期蔵置貨物の意味を理解しているか
- ・ 長期蔵置となった場合の保税手続は適正に行われているか
- ・ 蔵置期間等を定期的に管理する方策がとられているか
- ・ 蔵入承認（IS）の意味を理解しているか

内部監査のポイント④（在庫管理）

CPと実際の在庫管理手続が一致しているか

【確認方法（例示）】

- ・ 体制組織図、保税業務担当者名簿に記載された担当者により業務が行われているか
- ・ 責任者は、担当者が手順書通り手続きを行っていることを確認しているか

CPと実際の在庫管理手続を一致させるため、どのような措置を講じているか。また、その措置は効果的か。

【確認方法（例示）】

- ・ 担当者にCPの内容を質問し、CPの保管場所やCPのどこにどのように記載しているかをヒアリングの上、認識度を確認する。
- ・ 月末に棚卸を行っているか。また、その際の記録は保管しているかを確認する。

内部監査のポイント⑤（蔵置管理）

保税地域以外の場所に貨物が蔵置されていないか

【確認方法（例示）】

- ・ 担当者が保税地域のエリアを認識しているか
- ・ 保税地域のエリアが明確にわかる措置（表示、線引き等）がとられているか

通関担当者が保税地域のエリアを知らずに、保税地域外に外国貨物を移動させたケースが過去に発生した

貨物が適正に区分蔵置されているか。また、貨物のはい付、さし札等が的確に励行されているか

【確認方法（例示）】

- ・ 輸出貨物と輸入貨物は区分して蔵置されているか
- ・ 貨物の表示（さし札）がわかりやすく、なされているか
- ・ 危険品、高価品の保管状況は万全であるか

「さし札」の内容が十分かを確認（基本通達34の2-6）

内部監査のポイント⑥（蔵置管理）

CPと実際の蔵置管理手続が一致しているか

【確認方法（例示）】

- ・ 体制組織図、保税業務担当者名簿に記載された担当者により、業務が行われているか
- ・ 責任者は、担当者が手順書通り手続きを行っているかを確認する

CPに基づき外国貨物の亡失等を防止し、適正な保全を図るためにどのような措置を講じているか、また、当該措置は効果的か

【確認方法（例示）】

- ・ 施設面、人的配置の観点から、保全体制は十分か
- ・ 体制組織図、保税業務担当者名簿に記載された担当者により、業務が行われているか
- ・ 責任者は、担当者が手順書通り手続きを行っているかを確認する

盗難は亡失に該当し、関税を納付する義務が発生！

内部監査のポイント⑦（記帳管理）

帳簿に必要事項が記載されているか

【確認方法（例示）】

- ・ 関税法施行令第29条の2に規定されている記帳項目が記載されているか
 <NACCS民間管理資料による保税台帳の場合>
- ・ 配信データの担当者は、確認簿等を定め、取得忘れの防止に努める
- ・ 配信データの取出状況を責任者が定期的に確認しているか
 また、保存データ（バックアップデータを含む）を定期的に確認しているか
- ・ IS、マニュアル申告等、NACCS管理資料に反映されないものについて、マニュアル管理台帳の記帳管理は適正に行われているか。

その他留意すべき点

- NACCS管理資料またはその他自社システムの電磁的記録を保税台帳とする場合は、基本通達34の2-4（2）による**税関への届出が必要**
- BIA、BOC等、各NACCS業務を的確に登録しないとNACCS管理資料に反映しない場合があるので、**貨物の動きに合わせて、適時・適切なNACCS業務が重要**

内部監査のポイント⑧（記帳管理）

輸出入許可書、保税運送承認書等、又はその写しが整理・保存されているか

【確認方法（例示）】

- ・ 必要な書類は保存されているか。また、保存期間は適切か

関係文書は、保管している場所に赴き、必ず、現物確認を！

CPと記帳手続が一致しているか

【確認方法（例示）】

- ・ 体制組織図、保税業務担当者名簿に記載された担当者により、業務が行われているか
- ・ 責任者は、担当者が手順書通り手続きを行っているかを確認する

★記帳の重要性

関税法では、貨物管理者に、貨物の搬出入及び取扱い等の状況の事実を明確に記帳することを義務付け、これによって、貨物の状況が明らかとなることにより適正な貨物管理を確保し得るものであり、「自主管理の根幹」である。

内部監査のポイント⑨（通報体制・教育訓練）

通報体制の履行状況は適正に行われているか

【確認方法（例示）】

- ・ 税関、その他関係機関との連絡手順及び体制の更新は適切に行われているか
- ・ 社内、業務委託先との連絡体制について更新されているか
- ・ 責任者不在時の対応マニュアルが整備されているか

従業員（下請け業者を含む）に対する社内研修は十分に実施されているか。また、その結果は責任者に報告しているか

【確認方法（例示）】

- ・ 部内研修の開催結果を記録として保存しているか
- ・ 部外研修等への参加記録を残しているか。また、その内容が社内等で共有されているか
- ・ 関係法令や通達等の改正に伴い、業務手順書等を遅滞なく改訂しているか

税関による業務検査又は内部監査時に受けた指導・指摘事項が社内全般に波及・遵守されているか

【確認方法（例示）】

- ・ 定例ミーティングの機会等を利用して、周知徹底が図られているか

内部監査のポイント⑩（その他）

貨物の取扱等が許可の内容通り、適正に行われているか

【確認方法（例示）】

- ・ 外国貨物等の取扱い等は、担当者自ら行うか、又は立会っているか
- ・ 貨物の取扱いに際し、貨物の異常を確認した場合、速やかに責任者や税関に報告しているか
- ・ 不適正な税関手続き等があった場合には、総合責任者に報告されているか

問題となる業務委託はないか

【確認方法（例示）】

- ・ 委託業務の範囲、責任等を明確に定めた委託契約を締結しているか
- ・ 業務委託先の業務遂行能力、組織等に問題がないか
- ・ 蔵置場の責任者又は担当者は、受託貨物の性状、取扱注意事項等を把握しているか

契約内容、期間を確認することも重要！

内部監査のポイント⑪（その他）

税関業務担当者が必要とする法令等の知識及び記帳能力は十分か

【確認方法（例示）】

- ・ 各保税担当者等に役割に見合った知識を持たせるため研修を行っているか
- ・ 関税六法、基本通達等必要な執務参考図書が整備され、有効に活用されているか
- ・ NACC Sシステムの操作資料、手順書が配備され、有効に活用されているか

許可条件に記載されている保税の手続きは適切に行われているか

【確認方法（例示）】

- ・ 法人の名称、役員及び主要従業者等の変更届は、遅滞なく提出されているか
- ・ 内部監査の結果が税関に提出されているか

内部監査のポイント⑫（保税業務検査における着眼点）

☆社内管理責任体制の状況確認

☆貨物管理手続き等の確認

- ・搬入、搬出の管理状況
- ・蔵置状況
- ・貨物取扱等の状況
- ・記帳・記録等の保管状況

☆貨物保全のための体制の確認

☆税関への通報体制の確認

☆教育訓練についての状況確認

- ・実施状況及び実施結果（報告）

☆評価・監査制度の実態及び実施状況確認

☆その他留意事項の確認

説明は以上になります。
お疲れ様でした。



カスタムくん